

情報公開・個人情報保護制度

制度の内容と平成30年度実施・運用状況

→情報管理課(内414)

オープナーをご利用ください オープナーでは、公文書公開や自己情報開示等の請求のほか、市が作成した統計書や各種報告書等の市政情報に関する資料の閲覧ができます。
 問 オープナー(内204)・情報管理課

公文書目録検索システムを稼働 市HPにある公文書目録検索システムでは、市が保有する文書の件名を検索し、公文書公開請求書を作成できます。

請求の方法 請求書を直接オープナーまたは郵送で〒185-8501情報管理課へ

情報公開制度

市が持っている情報は、市民の皆さんとの共有の財産です。市が保有する情報を知りたいときに、公開請求ができます。市は、公開できない情報が含まれている場合を除き、公開します。

- 請求できる方など
- 公開の対象となる公文書

市の職員がその業務に関して作成し、または受け取った文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録（磁気テープなど）で、市が組織的に用いるために管理しているもの

■公開できない情報（情報公開条例第9条から）

- 法令または条例で明らかに公開できないとされている情報
- 個人に関する情報で、個人が識別あるいは識別されうる情報のうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる情報
- 企業や個人の事業活動に関する情報で、事業運営上の地位が明らかに損なわれると認められる情報など

■公開の費用

- 公文書の閲覧・視聴＝無料（営利目的の場合は1件100円）
- 公文書の写しの交付＝A4版1枚につきモノクロ10円・カラー50円

■請求の方法

所定の請求書を直接オープナー（市役所附属棟）または郵送で〒185-8501情報管理課へ。東京電子自治体共同運営協議会HPから電子申請もできます
 ☎電話・口頭・ファクスでの請求はできません

■公開の決定

請求書を受けた日の翌日から原則7日以内に公開・部分公開・非公開のいずれかを決定した後、決定通知書を郵送します

■公文書をご覧になるとき

公開・部分公開の決定を受けた方は、オープナーで閲覧等ができます

■決定に対して不服があるとき

部分公開・非公開の決定に対して不服があるときは、審査請求ができます

■平成30年度制度実施状況

公開請求件数	公開・非公開決定件数		
	公開	部分公開	非公開
82件	23件	55件	4件（不存在3件を含む）

個人情報保護制度

市が保有している個人情報を、適切に管理し利用する義務を市に課し、また市民の皆さん自身に自らの情報をコントロールする権利を保障する制度です。自分の個人情報の開示、誤りがあった場合の削除、収集した目的以外に使われる場合の利用中止を求められます。

市は、個人情報を取り扱う業務を開始するときや、目的外利用等をする場合は、有識者などで構成する情報公開・個人情報保護審議会への意見聴取や報告することを条例で規定しています。

■開示できない情報（個人情報保護条例第14条から）

- 法令または条例で明らかに開示できないとされている情報
- 個人の評価・診断・判定・指導・選考等に関するもので、本人に知らせないことが正当と認められる情報
- 開示することで、公正または適正な行政執行に著しい支障が生ずると認められる情報

■請求の方法

所定の請求書・本人確認書類をお持ちのうえ、直接オープナーへ
 ☎本人確認が必要となるため、電子申請や郵送・電話・ファクス・口頭での請求はできません
 ※請求に基づく開示・部分開示・不開示の決定日数（訂正・削除請求等を除く）、開示等の費用、審査請求等は、情報公開制度と同じ

■平成30年度制度運用状況

①自己情報開示

請求件数	開示・非開示等決定件数		
	開示	部分開示	非開示
26件	12件	10件	4件（不存在4件を含む）

②自己情報訂正請求・決定件数 0件

③審査請求件数 0件

④個人情報の目的外利用・外部提供の状況 下表参照

個人情報の目的外利用・外部提供の状況 ※市民課での住民登録・戸籍関係情報の外部提供は、それぞれ住民基本台帳法第12条および戸籍法第10条の2に基づいて行っています
 1. 法令に基づく目的外利用・外部提供 ※所得状況＝年収・所得・控除・税額

根拠法令	個人情報を提供した課	個人情報の記録項目	提供先	件数
地方税法第20条の11	課税課・市民課・生活福祉課	所得状況、住民登録、本籍地、筆頭者、生活保護受給期間・扶助の種類	横浜市中区ほか	4,235
国民健康保険法第113条の2	課税課・市民課	所得状況、住民登録	西東京市ほか	2,952
刑事訴訟法第197条・第507条	課税課・市民課・経済課・保険年金課・生活福祉課・障害福祉課・学務課	氏名、住所、電話番号、生年月日、軽自動車登録状況（標識・所有者・住所）、所得状況、住民登録、本籍地、筆頭者、被保険者資格、保険使用歴、家族の氏名、国民健康保険納付方法および納付額、国分寺市で認定している各種支援制度、身体障害者手帳の有無および交付等申請書（写し）、現在の居住地または連絡先（携帯電話等）、障害無認定に係る申請書、自立支援医療支給認定申請書、障害認定の状況、手帳の写し、障害施設に入所した経緯、障害名およびその詳細、障害福祉サービス利用申し込み状況、利用状況、障害福祉サービス利用開始経緯、対象者の経歴、既往症、面接状況、対象者の性格・特徴等、家族、担当者名、生活保護（開始年月日・理由・受給認定内容・受給日・受給額・支給方法・経緯・取得、支給事実の有無・決定日・受給期間・種類（開始日および停止日）・受給履歴・支給時の住居・振込口座情報・廃止の場合の理由と年月日）、最近の生活状況・健康状況、平成30年度・31年度の面接日、生活保護受給決定に関する調書、通院先医療機関、防犯カメラ映像、その他参考事項	相模原警察署ほか	845
国税通則法第74条の12	課税課・市民課・建築指導課	所得状況、住民登録、本籍地、筆頭者、道路種別図	武蔵府中税務署ほか	521
国民年金法第108条	課税課	所得状況	年金機構東京広域事務センター	650
国税徴収法第141条・第146条の2	課税課・納税課・市民課・生活福祉課	所得状況、住民登録、本籍地、筆頭者、未納金額明細書、滞納整理状況、生活保護適用有無、生活保護受給状況（保護費の種類・程度・開始年月日・支給金額・受給日・支給方法等）、その他参考事項	立川税務署ほか	433
生活保護法第29条	課税課・市民課	所得状況、軽自動車登録状況（標識・所有者・住所）、住民登録、本籍地、筆頭者	川崎市ほか	618
高齢者の医療の確保に関する法律第138条	課税課・市民課	所得状況、軽自動車登録状況（標識・所有者・住所）、住民登録、本籍地、筆頭者	八王子市ほか	278
道路交通安全法第51条の5	財政課	住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、合計寄附金額、個人番号	都公安委員会ほか	134
地方税法附則第7条第12項	財政課	住所、氏名、電話番号、性別、生年月日、合計寄附金額、個人番号	荒川区ほか60自治体（本市を含む）	92
児童福祉法第11条	市民課	住民登録、本籍地、筆頭者	小平児童相談所ほか	57
介護保険法第203条	課税課・市民課	所得状況、住民登録、本籍地、筆頭者	兵庫県西宮市ほか	721
公営住宅法第34条	市民課	戸籍記載事項	都都市整備局ほか	67
公職選挙法施行令第23条の5	市民課	戸籍記載事項	西宮市選挙管理委員会事務局ほか	21
弁護士法23条の2	障害福祉課	現在の居住地または連絡先	静岡県弁護士会	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条	課税課	所得状況	小平市ほか	11
児童福祉法第56条			八王子児童相談所ほか	11
児童手当法第28条			柏市ほか	165
子ども・子育て支援法第16条			足立区ほか	55
雇用保険法第77条第2項			立川公共職業安定所	2
国税通則法第97条第1項・第131条第2項			立川税務署ほか	11
民事執行法第18条第3項			国土交通省	1
児童扶養手当法第30条			茨城県日立市ほか	5
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第37条			世田谷区	1
難病の患者に対する医療等に関する法律第37条			都ほか	37
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第40条第3項	課税課	土地の所有者氏名および住所	東京法務局（不動産登記部門）	4
児童福祉法第10条、児童虐待の防止等に関する法第4条第1項	市民課	所属・支援状況	子育て相談室	128

2. 緊急やむを得ない理由による目的外利用・外部提供

法令根拠	個人情報を提供した課	個人情報の記録項目	提供先	件数
事務処理に誤りがあったかどうかの事実確認	保険年金課	請求者名（被保険者名）・生年月日・基礎年金番号	所沢年金事務所	1